

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	こども青少年局	担当	こども家庭課	債権整理番号(3ケタ)	050、051	債権区分	強制・非強制徴収公債権	債権名	児童扶養手当返還金
----	---------	----	--------	-------------	---------	------	-------------	-----	-----------

1. 令和3年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ ^㉓	エ ^㉓	オ ^㉓	カ ^㉓ ＝エ ^㉓ ＋オ ^㉓	キ ^㉓ ＝エ ^㉓ ÷ウ ^㉓	ク ^㉓ ＝カ ^㉓ ÷ウ ^㉓	ケ ^㉓ ＝ウ ^㉓ － (エ ^㉓ ＋オ ^㉓)	キ ^㉓ ＝(エ＋エ ^㉓) ÷(ウ＋ウ ^㉓)	ク ^㉓ ＝(カ＋カ ^㉓) ÷(ア＋ウ ^㉓)	ケ ^㉓ ＝ケ＋ケ ^㉓
A	令元 実績	191,143	▲ 7,199	198,342	15,619	11,335	19,755	7.9%	10.3%	171,388	52,916	33,875	0	33,875	64.0%	64.0%	19,041	19.7%	22.0%	190,429
B	令2 実績	190,429	▲ 2,610	193,039	20,151	6,125	23,666	10.4%	12.4%	166,763	62,317	33,949	0	33,949	54.5%	54.5%	28,368	21.2%	22.8%	195,131
C	令3 修正目標	195,131	0	195,131	19,513	6,192	25,705	10.0%	13.2%	169,426	58,235	34,067	0	34,067	58.5%	58.5%	24,168	21.1%	23.6%	193,594
D	令3 実績	196,726	2,216	194,510	19,402	6,212	27,830	10.0%	14.3%	168,896	65,104	42,980	0	42,980	66.0%	66.0%	22,124	24.0%	27.0%	191,020
E	令4 当初目標	193,594	0	193,594	19,359	6,143	25,502	10.0%	13.2%	168,092	57,823	34,115	0	34,115	59.0%	59.0%	23,708	21.3%	23.7%	191,800
F	令4 修正目標	191,020	▲ 1	191,021	19,338	7,890	27,227	10.1%	14.3%	163,793	64,649	41,507	0	41,507	64.2%	64.2%	23,142	23.8%	26.9%	186,935
G	令5 当初目標	186,935	0	186,935	18,923	6,742	25,665	10.1%	13.7%	161,270	66,121	42,394	0	42,394	64.1%	64.1%	23,727	24.2%	26.9%	184,997

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

回収債権											整理債権							合計	
分類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	残高の合計 ＝上記2のD (※3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の 一致を確認の 上、提出。 ただし四捨五入 に伴う不一致の 場合は除く。 (その場合は、 不一致となった 合計欄のセルを 黄色く塗りつぶ して提出)	
	滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等所在 など調査中又は 個人債務者が死 亡したため、相 続人間調査中の もの	【強制公】 差押え後、換 価手続中 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	【強制公】 差押え後、換 価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義取得 後、強制執行中 又は 強制執行予定 のもの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分割納付 中であり、現在 の分割納付額で 、10年以内の完 納見込があるもの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分割納付 中であり、現在 の分割納付額で は、完納まで10 年以上要するもの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等により、債務 者の資力回復を 待ため、納付を 猶予(期限延長) しているもの	換価猶予等又は 履行延期の特約 等又は分割納付 の履行が滞り、 再度、納付交渉 中のもの		【強制公】 差押えを行った が、換価見込の ないもの 又は 換価済だが、未 収金が残る、回 収見込みがない もの 【非・私】 債務名義を取得 したが、債務者 の財産少額によ り、強制執行見 込のないもの	所在など調査後 なお行方不明等 又は 相続人調査後な お相続人未確定 若しくは 相続人不存在確 定だが、停止の 判断に至れてい ないもの	債務者の代理 人から債務整理 の委任通知が 届いているもの 又は 債務者が破産 手続中のもの	債務者が破産 免責決定を受け たもの	【強制公】 法に基づく滞納 処分の停止の 決議を行っている もの 【非・私】 法に基づく徴収 停止の決議を行 っているもの	【強制公】 債務者が生活 困窮中だが、債 権の特性上、停 止の決議を行え ないもの 【非・私】 債務者が無資 力だが、納付交 渉に応じず、履 行延期の特約 等を行えないもの	消滅時効期間 が経過している もの		
過年度	未収債権 の件数	0	24	61	0	0	121	77	0	57	340	0	4	0	0	10	4	18	358
	未収金 残高	0	1,462	33,068	0	0	29,219	78,132	0	18,094	159,975	0	284	0	0	6,763	1,876	8,923	168,898
現年度	未収債権 の件数	9	24	0	0	0	24	4	0	0	61	0	1	0	0	0	0	1	62
	未収金 残高	999	8,698	0	0	0	7,526	4,814	0	0	22,037	0	85	0	0	0	0	85	22,122

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬→⑭又は⑮→⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	420 人	令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	420
		令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令2実績)のケ ^㉓	191,020

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	【強制公、非強行】 ・返還金の事務処理要領を周知徹底し、債権回収や消滅時効経過予定債権への対応を進める。 ・分納誓約の履行が滞っている債務者に催告状発送等の納付勧奨を行うとともに、確実な返済計画となるよう見直しを行う。 ・滞納処分の実行停止を適切に行えるよう、通知書の教示文を含め検討を進める。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧める。	【強制公、非強行】 ・高額な返還金発生を防ぐ取組を強化するため、総合福祉システムから配信される福祉異動リストの効果的な利用方法を、各区担当者へ周知徹底し、滞納発生のさらなる抑制を図る。 ・返還金の事務処理要領を周知徹底し、債権回収や消滅時効経過予定債権への対応を進める。 ・新たな返還金を発生させないため、新規認定時や現況届時に受給者のしおりを配布し、受給者への制度説明や届出手続き等の説明を徹底する。 ・債権管理に携わる職員に、未収金の把握や納付勧奨、確実な返済計画作成を行うよう指導する。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧める。
取組実績	【強制公、非強行】 ・債権管理に携わる職員に、返還金事務処理要領を周知徹底し、未収金の把握や納付勧奨を行った。 ・分納誓約の履行が滞っている債務者に催告状発送等の納付勧奨を行うとともに、確実な返済計画となるよう見直しを行った。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧め、充当が可能な者については当該対応を行った。 【強制公】 ・債務者に対して、滞納処分を進め納付勧奨や差押えの準備を行った。	【強制公、非強行】 ・総合福祉システムから配信される福祉異動リストを活用し過払発生に対応した。 ・新たな返還金を発生させないため、新規認定時や現況届時に受給者のしおりを配布し、受給者への制度説明や届出手続き等の説明を徹底した。 ・債権管理に携わる職員に、返還金事務処理要領を周知徹底し、未収金の把握や納付勧奨、確実な返済計画作成を行った。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧め、充当や内払調整が可能な者については当該対応を行った。
課題	【強制公、非強行】 ・児童扶養手当の従事職員は債権の回収をメイン業務としていないため、なかなか連絡がつかない債務者や交渉に応じない難件の債務者に対し、効果的な返還を求めていくことが困難。 【強制公】 ・年金の遺及受給や所得更正、事実婚の発覚等により何年にもわたり遡及して返還金が生じるケースについては、返還金額が膨大であり、返還がなかなか進まない。	【強制公、非強行】 ・児童扶養手当の従事職員は債権の回収をメイン業務としていないため、なかなか連絡がつかない債務者や交渉に応じない難件の債務者に対し、効果的な返還を求めていくことが困難。 【強制公】 ・年金の遺及受給や所得更正、事実婚の発覚等により何年にもわたり遡及して返還金が生じるケースについては、返還金額が膨大になるため、こういった返還金について、速やかに把握するとともに、発生を防ぐことが難しい。
改善策	【強制公、非強行】 ・返還が困難な債務者に対しては、滞納処分の実行停止を適切に行えるよう検討を進める。	【強制公】 ・新規申請の際などに、受給できる可能性のある年金は直ちに申請することや、確定申告を確実に行うことなど具体的に案内を行うよう各区担当者へ周知徹底するとともに、現況届時等の聴取や福祉異動確認リストの内容確認を確実に行い、不正受給の早期発見に努めるよう、各区担当者へ周知を徹底する。 【非強行】 ・システムの入力誤り等で新たな返還金を発生させないため、研修会において周知を行う。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	【強制公、非強行】 ・返還金の事務処理要領を周知徹底し、債権回収や消滅時効経過予定債権への対応を進める。 ・分納誓約の履行が滞っている債務者に催告状発送等の納付勧奨を行うとともに、確実な返済計画となるよう見直しを行う。 ・滞納処分の実行停止を適切に行えるよう、通知書の教示文を含め検討を進める。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧める。 【強制公】 ・債務者に対して、滞納処分を進め、資力のある者に対しては差押えを行う。	【強制公、非強行】 ・高額な返還金発生を防ぐ取組を強化するため、総合福祉システムから配信される福祉異動リストの効果的な利用方法を、各区担当者へ周知徹底し、滞納発生のさらなる抑制を図る。 ・返還金の事務処理要領を周知徹底し、債権回収や消滅時効経過予定債権への対応を進める。 ・新たな返還金を発生させないため、新規認定時や現況届時に受給者のしおりを配布し、受給者への制度説明や届出手続き等の説明を徹底する。 ・債権管理に携わる職員に、未収金の把握や納付勧奨、確実な返済計画作成を行うよう指導する。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧める。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	10.4%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	54.5%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	21.2%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

現在、照会方法等を検討中

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	こども青少年局	担当	こども家庭課(要保護児童G)	債権整理番号(3ケタ)	040	債権区分	強制徴収公債権(強制公)	債権名	児童福祉施設徴収金
----	---------	----	----------------	-------------	-----	------	--------------	-----	-----------

1. 令和3年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したのも

(例)令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移(実績及び目標) … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分								現年度分								合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ ^㉓ ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク ^㉓ ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ ^㉓ ＝ケ＋ケ'
A	令元 実績	83,821	371	83,450	5,784	5,905	12,060	6.9%	14.4%	71,761	50,865	35,807	0	35,807	70.4%	70.4%	15,058	31.0%	35.5%	86,819
B	令2 実績	86,819	214	86,605	5,793	9,973	15,980	6.7%	18.4%	70,839	48,530	34,922	0	34,922	72.0%	72.0%	13,608	30.1%	37.6%	84,447
C	令3 修正目標	84,447	0	84,447	5,657	9,881	15,538	6.7%	18.4%	68,909	54,984	39,588	0	39,588	72.0%	72.0%	15,396	32.4%	39.5%	84,305
D	令3 実績	84,447	1,293	83,154	5,017	7,505	13,815	6.0%	16.4%	70,632	50,280	34,588	0	34,588	68.8%	68.8%	15,692	29.7%	35.9%	86,324
E	令4 当初目標	84,305	0	84,305	5,657	9,881	15,538	6.7%	18.4%	68,767	54,984	39,588	0	39,588	72.0%	72.0%	15,396	32.5%	39.6%	84,163
F	令4 修正目標	86,324	0	86,324	6,043	8,114	14,157	7.0%	16.4%	72,167	49,891	35,971	0	35,971	72.1%	72.1%	13,920	30.8%	36.6%	86,087
G	令5 当初目標	86,087	0	86,087	6,026	8,088	14,114	7.0%	16.4%	71,973	49,891	35,971	0	35,971	72.1%	72.1%	13,920	30.9%	36.8%	85,893

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況 (区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数) … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類		回収債権									整理債権								合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
		滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押え手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のための法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は 換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は 相続人調査後なお相続人未確定 若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は 債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数	0	2,893	271	0	0	56	589	0	308	4,117	0	2	62	0	0	8	72	4,189
	未収金残高	0	48,773	4,574	0	0	945	9,935	0	5,202	69,429	0	27	1,044	0	0	131	1,202	70,631
現年度	未収債権の件数	237	737	5	0	0	38	0	0	0	1,017	0	4	0	0	0	0	4	1,021
	未収金残高	3,644	11,333	81	0	0	576	0	0	0	15,634	0	59	0	0	0	0	59	15,693

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: ④ → ⑤ 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬ } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	458 人	令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	5,210
		令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令2実績)のケ ^㉒	86,324

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・局において、滞納処分等に係る知識を習得し、未収金解消に係る有効手段を検討し、年度内に着手する。 ・区において、納入義務者に対し定期的に催告書送付等を行うとともに、区担当者と納入義務者が納付交渉の場を持てるよう、こども相談センターとも連携及び情報共有を行う。	・納入義務者に対する最初の説明が重要であることから、入所措置機関であるこども相談センターと連携し、入所時の徴収金及び口座振替等に関する説明を徹底する。 ・助産施設及び母子生活支援施設については、入所申込み窓口が区であり、納付交渉の窓口でもあることから、当年度内に確実に徴収できるよう、入所時の説明を徹底する。 ・こども相談センターからの措置決定通知書の区への送付の遅延が、区における徴収金賦課決定の遅延となり、結果として未収金発生につながるため、速やかに通知書が区へ送付されるようこども相談センターへ呼びかける。
取組実績	・関係課と連携し、令和3年11月、区担当者あてに事務運用にかかるマニュアルを整備すると共に、「債権管理の手引き」により習熟度を高めてもらうよう案内した。 ・催告書送付等に対し反応がないと思われるケースであっても、引き続き区より送付を行ったほか、文面を工夫した文書等を同封することにより、納入義務者からの連絡があり一括納付にこぎつけたケースもあった。	・関係課と連携し、令和3年11月、区担当者あてに事務運用にかかるマニュアルを整備すると共に、「債権管理の手引き」により習熟度を高めてもらうよう案内した。 ・こども相談センターにおいて、徴収金に関する説明を意識して丁寧に行うとともに、区において徴収金賦課決定に必要な税資料等についても、可能な限り入所と同時に納入義務者から徴収するようこども相談センターの協力を得た。 ・助産施設及び母子生活支援施設への入所に際し、丁寧な説明を行うほか、区担当者と納入義務者との関係を築いておくことで、滞納が発生した場合にも納付交渉等を行いやすい素地を築いた。また、特に助産施設の徴収金に関しては、関係課が連携し、出産育児一時金の入金タイミングを逃さず徴収することを徹底することで、徴収率100%を達成している区が複数あった。 ・こども相談センターからの措置決定通知書を速やかに区へ送付するよう、随時呼びかけた結果、従前のようにシステム入力期限を超えて通知書が届くといった事態が減り、適切な時期に賦課決定を行えるようになった。
課題	・徴収率はわずかに目標値に到達しておらず、他業務繁忙等により、財産調査や差押え等具体的な滞納処分に係る取組みには着手できていない。	・各関係機関において、上記のような地道な努力を続けた結果、若干徴収率の向上は見られたものの、抜本的な対策とはなっていない。
改善策	債権の特性により、機械的に滞納処分等を行うことが結果として児童の福祉を害する結果につながるおそれもあるため、未収債権の回収とあわせ、回収不可能な債権の整理に重点的に着手する。	・債権の特性や納入義務者の状況(生活困窮等)を考慮すると、上記のような取組みによる徴収率の向上にも限界があると考えられる。しかし、うち助産施設に係る徴収金については、他の施設種別の徴収金に比し徴収しやすい状況にあるほか、1件あたりの徴収額も大きく、これを確実に徴収することが児童福祉施設徴収金全体の徴収率の向上につながると考えられるため、今後も助産施設の徴収金に関し重点的に徴収に取り組むよう区へ指導する。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・債権の特性により、機械的に滞納処分等を行うことが結果として児童の福祉を害する結果につながるおそれもあるため、未収債権の回収とあわせ、回収不可能な債権の整理に重点的に着手する。 ・財政局が実施する研修に参加することで局担当者の習熟度アップを図り、前年度は実施できていなかった、区役所担当者向けの説明会を実施することにより、昨年度改定したマニュアルの活用と合わせ、担当者の習熟度アップを図る。 ・他都市への照会や各区への照会等を行うことで、債権回収の取組状況や回収手法を共有化する。	・債権の特性や納入義務者の状況(生活困窮等)を考慮すると、上記のような取組みによる徴収率の向上にも限界があると考えられる。しかし、うち助産施設入所に係る徴収金については、出産育児一時金として確実に徴収金額を超える収入が納入義務者にあることが確認できるほか、退所後の納入義務者について、新生児訪問や児童手当・乳幼児医療の手続き等、区として接触しうる機会も複数あるため、確実にこれを徴収するよう改めて区へ周知徹底する。 ・財政局が実施する研修に参加することで局担当者の習熟度アップを図り、前年度は実施できていなかった、区役所担当者向けの説明会を実施することにより、昨年度改定したマニュアルの活用と合わせ、担当者の習熟度アップを図る。 ・他都市への照会や各区への照会等を行うことで、債権回収の取組状況や手法を共有化する。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	6.7%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	72.0%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	30.1%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	環境局	担当	施設管理課斎場霊園担当	債権整理番号(3ケタ)	006	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)	債権名	霊園手数料
----	-----	----	-------------	-------------	-----	------	---------------	-----	-------

1. 令和3年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	----	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
	ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ ^㉑	エ ^㉑	オ ^㉑	カ ^㉑ ＝エ ^㉑ ＋オ ^㉑	キ ^㉑ ＝エ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ク ^㉑ ＝カ ^㉑ ÷ウ ^㉑	ケ ^㉑ ＝ウ ^㉑ － (エ ^㉑ ＋オ ^㉑)	キ ^㉑ ＝(エ＋エ ^㉑) ÷(ウ＋ウ ^㉑)	ク ^㉑ ＝(カ＋カ ^㉑) ÷(ア＋ウ ^㉑)	ケ ^㉑ ＝ケ＋ケ ^㉑
A 令元実績	12,193	782	11,411	1,462	783	3,027	12.8%	24.8%	9,166	338,723	334,491	0	334,491	98.8%	98.8%	4,232	95.9%	96.2%	13,398
B 令2実績	13,398	1,172	12,226	2,531	770	4,473	20.7%	33.4%	8,925	179,566	174,140	0	174,140	97.0%	97.0%	5,426	92.1%	92.6%	14,351
C 令3修正目標	14,351	0	14,351	2,300	1,600	3,900	16.0%	27.2%	10,451	221,700	218,000	0	218,000	98.3%	98.3%	3,700	93.3%	94.0%	14,151
D 令3実績	14,351	961	13,390	2,953	1,593	5,507	22.1%	38.4%	8,844	242,729	238,775	0	238,775	98.4%	98.4%	3,954	94.4%	95.0%	12,798
E 令4当初目標	14,151	0	14,151	2,900	1,500	4,400	20.5%	31.1%	9,751	221,700	218,400	0	218,400	98.5%	98.5%	3,300	93.8%	94.5%	13,051
F 令4修正目標	12,798	0	12,798	3,000	1,600	4,600	23.4%	35.9%	8,198	265,000	261,100	0	261,100	98.5%	98.5%	3,900	95.1%	95.6%	12,098
G 令5当初目標	12,098	0	12,098	3,000	1,600	4,600	24.8%	38.0%	7,498	265,000	261,100	0	261,100	98.5%	98.5%	3,900	95.3%	95.9%	11,398

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押え後、各種処分中又は交付要求中のもの 【非・私】債務者死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押え後、各種処分中又は交付要求中のもの 【非・私】債務者死亡したため、相続人調査中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上要するもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの見込みがないもの 【非・私】債務者死亡したため、相続人調査中のもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のD(令3実績)のケ及びケ ^㉑ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)
過年度	未収債権の件数	0	458	290	0	0	0	0	0	748	0	0	0	0	0	0	0	748
現年度	未収金残高	0	5,847	2,997	0	0	0	0	0	8,844	0	0	0	0	0	0	0	8,844
現年度	未収債権の件数	0	162	38	0	0	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	200
現年度	未収金残高	0	3,441	513	0	0	0	0	0	3,954	0	0	0	0	0	0	0	3,954

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬→⑭又は⑮→⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	305 人	令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	948
		令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令2実績)のケ ^㉑	12,798

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・郵送、電話、自宅訪問による納付交渉を行う。 ・霊地返還による還付金の未収金相殺についても説明し、時効の到来を防ぐため、債務承認書の徴取に努める。	・郵送、電話による納付交渉、霊地返還による還付金の未収金相殺についても説明する。 ・時効の到来を防ぐため、債務承認書の徴取に努める。 ・連絡が取れない使用者の霊地に立て看板を設置し、縁故者への聞き取りや戸籍調査による調査を行う。
取組実績	・長期滞納者の自宅を訪問し、未収金の納付を促した。本人在宅の場合、その場で債務承認書を徴取した。 ・24件訪問した結果、2件全額納付、4件戸籍等による所在地調査の継続、18件引き続き交渉。うち1件から一部納付あり。 ・長期滞納者に霊地返還を促した結果、1件の返還手続きがあり、霊地返還還付金と滞納管理料の相殺を行った。	・20年分の管理料前納が困難な使用者に対しては、5年や1年分の納付に変更し、現年度分の未収発生を防いだ。
課題	・自宅訪問による納付交渉は一定の成果が見られるが、訪問が可能な大阪市・近郊居住の滞納者は限られており、訪問による納付交渉には限りがある。 ・使用者死亡後に、相続人による承継手続きが進まず、滞納が解消されない。	・前回分の納付から20年経過している使用者が多く、転居や死亡等、納調査に時間を要するケースが多くみられる。
改善策	・使用者死亡後の承継手続きをすすめるため、相続人と調整を進める。	・戸籍調査等を適宜行い、生死・居住地の把握に努める。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・これまでより少し地域を拡大し、大阪市近郊市も含めた自宅訪問を行い、また、土曜日、日曜日、祝日等の訪問を検討していき、時効管理を適切に行い、不納欠損を行う	・戸籍調査等を適宜行い、生死・居住地の把握に努め、納付交渉を行う。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	20.7%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	97.0%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	92.1%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	都市整備局	担当	住宅部管理課	債権整理番号(3ケタ)	002	債権区分	私債権	債権名	不正入居等損害金(管理担当)
----	-------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	----------------

1. 令和3年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ ^㉓ ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク ^㉓ ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ ^㉓ ＝ケ＋ケ'
A	令元 実績	1,245,286	3,638	1,241,648	26,035	153,517	183,190	2.1%	14.7%	1,062,096	41,135	7,201	208	7,409	17.5%	18.0%	33,726	2.6%	14.8%	1,095,822
B	令2 実績	1,095,822	2,047	1,093,775	23,988	109,908	135,943	2.2%	12.4%	959,879	43,878	9,408	0	9,408	21.4%	21.4%	34,470	2.9%	12.8%	994,349
C	令3 修正目標	994,349	0	994,349	14,915	30,000	44,915	1.5%	4.5%	949,434	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.0%	991,175
D	令3 実績	994,349	1,004	993,345	24,856	32,433	58,293	2.5%	5.9%	936,056	46,974	5,233	155	5,388	11.1%	11.5%	41,586	2.9%	6.1%	977,642
E	令4 当初目標	991,175	0	991,175	14,868	30,000	44,868	1.5%	4.5%	946,307	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.0%	988,048
F	令4 修正目標	977,642	0	977,642	14,664	30,000	44,664	1.5%	4.6%	932,978	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.1%	974,719
G	令5 当初目標	974,719	0	974,719	14,621	30,000	44,621	1.5%	4.6%	930,098	49,281	7,540	0	7,540	15.3%	15.3%	41,741	2.2%	5.1%	971,839

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権								合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ったが、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在が確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 ＝上記2のD (※3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)			
過年度	未収債権の件数	0	2,533	29	9	0	12	0	202	0	2,785	24	133	14	21	285	0	7	484	3,269
	未収金残高	0	718,306	9,535	10,331	0	4,386	0	56,658	0	799,216	4,596	32,781	2,384	7,048	87,197	0	2,832	136,838	936,054
現年度	未収債権の件数	15	106	2	39	0	2	0	4	0	168	0	6	1	1	3	0	0	11	179
	未収金残高	3,230	19,476	249	15,931	0	55	0	1,006	0	39,947	0	1,146	103	4	385	0	0	1,638	41,585

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。) ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: ④ → ⑤ 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: { ⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬ } → ⑭ 又は ⑮ → ⑯										令和3年度 決算見込に おける 債務者数	1,972 人	令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度) 令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令2実績)のケ ^㉒	3,448 977,639
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------	------------	---	------------------

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳との連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件とする。 ・委託先より、保証人に対しても支払説得依頼通知を送付する。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行う。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。	・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。
取組実績	・退去滞納者や相続人で所在不明の者については、住民基本台帳との連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めてきた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施してきた。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人への退去滞納催告委託案件としてきた。(令和3年度3月末時点委託案件回収額:20,719千円) ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに委託先より催告を行ってきた。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行ってきた。(令和3年度3月末時点債権差押申立件数:27件 取立件数:26件) ・破産で免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対する債権(債権額が10万円以上)について、議決を得て債権放棄を実施した。(20件:17,736,790円) ・破産で免責を受けたものに対する債権(債権額が10万円未満)について、市長専決処分による債権放棄を実施した。(1件:41,767円)	・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施してきた。(令和3年度3月末時点即決和解申出件数:103件) ・住宅明渡の判決確定者に対し単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する取り組みを行ってきた。 ・強制執行について、執行補助業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めてきた。
課題	・損害金がある滞納者については、強制執行により退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。	・明渡請求実施後、滞納解消がなく、訴訟提起・明渡判決確定となった者については、使用承認取消処分以降、住宅の明渡しがなされるまでの期間について損害金が課せられるが、訴訟手続きには一定の期間を要するため、強制執行により明渡しとなる者については、相当長期となり損害金も多額となる。
改善策	・所在不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。	・明渡請求求者で分割納付の和解を行う者については、即決和解を促し、損害金の発生を防ぐための措置を講じる。 ・明渡判決確定者についても、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問などを実施し、早期の自主退去を促し、損害金調定額の増大を防ぐ。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。 ・委託先において催告を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、相続人存否不明のもの、所在不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、他都市の債権管理条例も参考にしながら、法的リスク審査、弁護士相談等を行い、徴収困難な債権については債権放棄の実施に向けた取組みを進める。	・損害金は発生すると解消が極めて困難な債権であるため、損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。 ・また、損害金の発生抑制には滞納早期の段階での対応が有効であることから、住宅使用料の滞納により明渡請求を行った対象者(毎月)のうち滞納の解消がないものについて、請求の翌月である損害金発生月に訪問員(会計年度任用職員)による個別訪問指導を行う。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

9 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	2.2%	3.4%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	21.4%	47.5%

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	2.9%	23.4%

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	大阪港湾局	担当	管財課	債権整理番号(3ケタ)	007	債権区分	私債権	債権名	土地賃貸料相当損害金等
----	-------	----	-----	-------------	-----	------	-----	-----	-------------

1. 令和3年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計(過年度＋現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分								現年度分								合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ・(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'・ (エ'＋オ')	キ ^㉓ ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク ^㉓ ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ ^㉓ ＝ケ＋ケ'
A	令元 実績	187,538	9,670	177,868	61,361	0	71,031	34.5%	37.9%	116,507	27,855	4,233	0	4,233	15.2%	15.2%	23,622	31.9%	34.9%	140,129
B	令2 実績	140,129	0	140,129	65	31,662	31,727	0.0%	22.6%	108,402	62,278	55,085	7,193	62,278	88.5%	100.0%	0	27.2%	46.4%	108,402
C	令3 修正目標	108,402	0	108,402	5,554	0	5,554	5.1%	5.1%	102,848	0	0	0	0	—	—	0	5.1%	5.1%	102,848
D	令3 実績	108,402	0	108,402	25,808	0	25,808	23.8%	23.8%	82,594	20,184	20,184	0	20,184	100.0%	100.0%	0	35.8%	35.8%	82,594
E	令4 当初目標	102,848	0	102,848	128	0	128	0.1%	0.1%	102,720	0	0	0	0	—	—	0	0.1%	0.1%	102,720
F	令4 修正目標	82,594	▲ 1	82,595	127	0	126	0.2%	0.2%	82,468	1,042	1,042	0	1,042	100.0%	100.0%	0	1.4%	1.4%	82,468
G	令5 当初目標	82,468	0	82,468	106	0	106	0.1%	0.1%	82,362	1,042	1,042	0	1,042	100.0%	100.0%	0	1.4%	1.4%	82,362

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

		回収債権									整理債権								合計	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
分類		滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、 現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、 現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待たため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 ＝上記2のD (※3実績) のケ及びゲ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)		
	過年度	未収債権の件数	0	0	0	0	3	3	0	0	6	0	0	0	0	0	1	0	1	7
	過年度	未収金残高	0	0	0	0	76,439	366	0	0	76,805	0	0	0	0	0	5,789	0	5,789	82,594
	現年度	未収債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未収金残高		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬)→⑭)又は⑮→⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	5	人	令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	7	令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令2実績)のケ ^㉓	82,594
-------------------------------	---	---	-----------------------------------	---	--	--------

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。 ・債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 ・回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。	・費用確定により発生するものを除き新たな未収金が発生しないように努める。 ・納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行う。
取組実績	・弁護士を立てて債務整理を求めてきた債務者と交渉をして、土地賃貸料の回収を行った。 ・債務名義を取得した債権について、不動産を差し押さえ、競売を行い債権の回収を行った。 ・特定調停による債権整理の検討を行った。	・課内の事務手引きに基づいて督促を行った。 ・督促を行っても弁済がない債務者について、連帯保証人への納付交渉を実施した。
課題	・無資力であることが判明した滞納者について、納付交渉に応じてもらえなかったことから、履行延期の特約の適用等が行えなかった。	・特になし
改善策	・弁護士に委任して債権整理に向けた手続きを進める。	・特になし

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き相手方との接触を試み、債権回収に向けた交渉を行っていく。 ・債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 ・回収見込みがない債権について、弁護士に委任して整理に向けた手続きを進める。	・費用確定により発生するものを除き新たな未収金が発生しないように努める。 ・納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行う。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	88.5%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	27.2%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由 公債権と異なり比較検討すべき他都市事例が見当たらないことから、周辺政令市等との比較については実施していない。